

# 修文化としての倫理 シーズ NO.1

## 倫理の Globalization は可能か…

国家は固有の民族が創り、栄枯盛衰の時を経て歴史を繰り返す。したがって、それぞれの民族の倫理道徳観が根強く作用することはいうまでもない。

日本は長年の鎖国により、また、国境を持たない特異な国家のため特有な倫理観を形作ってきた。

「明治維新」を経験した日本は、それまでの遅れを取り返すように工業化に邁進した。その結果、比較的短期間に第一級に手がとどくまでに成長した。やがて、第二次大戦が終結し、戦後復興の中から立ちあがり、高度成長を達成するにつれ世界での一級品を生産するに至り、評価も得た。このような流れにおいて、各国は、いかなる国家政策であっても（国策主義が異なろうとも）「情報の提供」をこぞって推奨した。いわゆる情報化時代の幕開けである。その結果、政府からは、「ホワイトペーパー」や「ブルーペーパー」と呼ばれる報告書<所謂「白書」>が発表され、各分野におよんでいる。それが情報の共有化につながり、横に並べてみることににより国家そのものが全て理解可能にまで至っている。しかし、そこに存在していなかったものがある。それは「倫理」に関する「白書」である。倫理は各分野固有のものとして成長してきた。何故…？それは、「共通の倫理」とした場合に生じる、不都合、不合理、不道理に対処する「共有の倫理観」をもつことを嫌ったからにはほかならない。

グローバル化とは、この地球上に住む人々が情報を共有化することにより、人類皆兄弟となる傾向を指すといつてよい。この場合の隣人とは、情報の共有化により地球規模での隣人となる。昔から倫理道徳については、共有公共性を重視する傾向にあるが、地球という公共財産については、「隣人」の道徳観が大きく左右しているとは考えて来なかった。その結果、人類は地球温暖化という「環境倫理問題」に直面している。

グローバル化が進めば進むほど、共通道徳や共通倫理という計り知れない大きな問題が発生する。

人間は、この世に「生きる」。それを支え、あるいは規制する法律や簡単なルール、慣習、そして価値観によって活動し生きている。これは、その国が作り上げた「文化」と言える。国により作り上げられた「文化」ゆえ、国によりその善悪も大きく異なる。それは、その国の歴史性を有するからである。そして、そこには必ず「正反対」の論理が存在する。したがって、倫理を検討するうえにおいては、「文化」としての問題点を根幹としなければ解決し得ないわけである。世界は孤立、閉鎖から開放、共立へと進み「グローバル化時代」に進んだ。孤立、閉鎖の空しさから開放、共立の喜びを獲得した…と、といえば聞こえは良いが、繰り返す孤立、閉鎖への序曲とも考えられる。

身近なところでは、各国間の食の問題である。医療界においては、移植や生殖、遺伝子治療等の人類の根元に関わる各国間の衛生思想の文化にまで踏み込む結果となっている。

所謂、共有化による「異文化」との出会い…<心理的葛藤><対立>…である。

経済に関しては、英語、中国語、ポルトガル語と言われた時代があった。しかし、現在は英語が国際語となり、各国の伝統文化であった「国の言語」を脅かしている。言語に含まれる意味、考え、思想、信仰を変化させる大きな要素を含んでいる。このように、共有といえども「一つにする」という手法では解決出来ないものも多い。「地球規模での人類」として、大きな課題である。互いを認め合い、その「多様性」を保持することもグローバル化時代の倫理道徳の課題なのである。

間違いなく、倫理道徳の共通な形成を必要としているのであるが、はたして異文化を受け入れることが可能であろうか？

これは、自分たちの時代だけの問題ではなく、子孫への伝承を如何に成しえるか？いままでの日本では考えることさえ無かったと思われる「世代を越えた」あるいは「世代に共通する」倫理道徳観の獲得である。

しかし、グローバル化時代とはいえ、人類の生命活動はそれぞれの専門性による専門集団による活動である。今や世の中は「専門性」が十二分に確立し、社会的システム自体がそれに即した活動を行っている。

そのため、いままでには考えられなかった「横断的共通原則」の構築が必要である。

### ◇ ヒポクラテス統一のシンボル ◇

現代社会における倫理は、政治倫理にはじまり法、職業、経済、企業、医療、教育、技術、情報、文化、芸術、宗教、外交…そして時として戦争までが形創られていると言ってよい。所謂、人間が活動するうえに、その価値を、善悪をとおし測定することにより「より高く」「より崇高に」導くものである。特定の活動を規定するものではなく、物事の出发点としての確認すべきものである。

その最も崇高なものとして「ヒポクラテスの誓い」が残されているが、これは、医師に限定されたものではなく、共有の倫理観と言えらる。

ヒポクラテスは、紀元前 460 年地中海のコス島で生まれたとされる。同じ時代にはソクラテスがおり 9 年前に生まれている。

ヒポクラテスはコス派の医者の家系に生まれ、父親から医師としての教育を受け、両親の死後、コスをあとにし、ギリシャを旅しアテナイを含む各地で治療を施し多くの人々を救った。彼の死んだ年齢はまちまちで、85 歳、90 歳、109 歳等の説がある。

後に、アリストテレスは「医者と称する者には、極普通の治療医と大家の医者と、技術について教育を受けたにすぎない者がいる。」と記述しているが、彼は大家でその周りには治療医を志す者が集まり、所謂学校が出来ていた。

今、目にする「ヒポクラテス全集」は、この学校に集められた医学書と考えられ、講義に使った教科書であり、実際の治療のためのメモであり、他人の書いた優れた参考書が中心であった。



プトレマイオス一世がつくったアレクサンドリア図書館に各種各様な医学書が寄せ集められ、これに古代最大の医学者であるヒポクラテスの名前を付け保管することになったのが事実の様である。

この誓いのポイントは、医学に関する知識は決して悪用せず善用に努めるという点、更に、患者との特権的關係を利用しないという点である。11 世紀になると医者としての専門職業人が登場しはじめ、ヨーロッパでは修道院の中において教育されていた医学を修道院の外で教えだした。12 世紀以後は医学部を持つ大学が各地に出来ていった。

医学が独自の教育機関を持ったことは、この「誓い」が今日まで重要視される理由となる。もう一つの理由は、医者としての統一的なシンボルを必要としたからである。しかし、このシンボルは、文面からして患者に安心感を与え最良の宣伝効果が見込まれたからであろう。

## ヒポクラテスの誓い

私は、医神アポロン、アスクレピウス、ヒギア、パナケイア、そしてすべての神と女神たちの前に誓います。

私は、この誓いをもって、自分の力のかぎり実行します。

私は自分に医学を教えてくれた人を両親と思ひその人と生計をとものにします。必要なときには私の金銭を使ってもらいます。彼の子供を私の兄弟と見なします。彼らが医学を学びたいと望むのであれば、授業料を取らず、また、なんらの束縛もなしに教えます。私は自分の息子たち、私の先生の息子たち、そして文書による医師の誓いをたてた者たちに、医師の心得、医学の講義およびそのほかすべての教育をほどこします。しかしそれ以外の者には決して教えません。私は自分の力の限り病人を助けるために治療にあたります。また、病人にとって有害無益なことは決してしません。私は、だれに対しても、たとえ求められても、決して毒薬は与えず、またその使用を勧めることはありません。

同様に私は女性に墮胎薬を与えません。私は、自分の人生においてまた自分の職業において清く正しく守ります。私はメスを手にしません。もし、結石の患者がいるならそうした手術の専門家にまかせます。

私が他人の家を訪ねるのは、病人を助けるためであり、私は悪事を企てたり、男女を問わず、また自由民であれ奴隷であれ、傷つけること、とくにセックスをすることはしません。

私は、職業上だけでなく私生活上、見たり聞いたりしたことすべて公開すべきでないものは、決して漏らすことなく、神聖な秘密として守ります。

私がこの誓いを守り決して破ることがなかったなら、私の人生においてまた職業においてすべての人々からの賞賛が得られるようにしてください。

しかし誓いを破り、背くようなことがあったならば、正反対のことが起きるようにしてください。



現在は、「WMA ジュネーブ宣言」(1948)、ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則「ヘルシンキ宣言」(1964)、患者の権利に関する「リスボン宣言」(1981)がある。これらは WMA (World Medical Association) の総会で採択され、修正、追加を加えられて今日に至っている。

### 《WMA ジュネーブ宣言》

- 医師の一人として参加するに際し、
- ・私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることを厳粛に誓う。
  - ・私は、私の教師に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。
  - ・私は、良心と尊厳をもって私の専門職を實踐する。
  - ・私の患者の健康を私の第一の関心事とする。
  - ・私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。
  - ・私は、全力を尽くして医師専門職の名誉と高貴なる伝統を保持する。
  - ・私の同僚は、私の兄弟姉妹である。
  - ・私は、私の医師としての職責と患者との間に、年齢、疾病や障害、信条、民族的起源、ジェンダー、国籍、所属政治団体、人種、性的オリエンテーション、或は、社会的地位といった事からの配慮が介在することを容認しない。
  - ・私は、たとえいかなる脅迫があろうと、生命の始まりから人命を最大限に尊重し続ける。また、人間性の法理に反して医学の知識を用いることはしない。
  - ・私は、自由に名誉にかけてこれらのことを厳粛に誓う。

### 《ヘルシンキ宣言》

- ・ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則

### 《リスボン宣言》

医師および患者ならびにより広い社会との間の關係は、近年著しい変化を受けてきた。医師は、常に自らの良心に従って、また常に患者の最善の利益に従って行動すべきであると同時に、患者の自律性と正義を保證するために同等の努力を払わねばならない。以下に掲げる宣言は、医師が是認し、推進する患者の主要な権利のいくつかを述べたものである。医師、および医療従事者または医療組織は、この権利を認識し、擁護していく上で共同の責任を担っている。立法、政府の行動、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、患者の権利を否定する場合は、医師はこの権利を保證ないし回復させる適切な手段を講じなければならない。

- ①良質の医療を受ける権利、②選択の自由の権利、③自己決定の権利、④意識のない患者、⑤法的無能力の患者、⑥患者の意思に反する処置、⑦情報を得る権利、⑧機密保持を得る権利、⑨健康教育を受ける権利、⑩尊厳を得る権利、⑪宗教的支援を受ける権利



## 情報倫理

情報化社会では、何時でも、何処からでも、誰でも、直ちに必要な情報が入手できるようになる可能性が高い。それを支えているのが、コンピュータとマルチメディアを含むネットワークをもつ情報技術である。しかし、情報化社会には、光り輝く部分と暗い影の部分がある。光の部分は日常生活のなかで、直接、身近にそれを利用し、恩恵を受けている。しかし、影の部分についてはどうであろうか。その存在は理解しているものの、はっきりと事実を認識している人は少ないのではなかろうか。

出会い系がからんだ監禁事件、自殺サイトを通じた集団自殺、ネット・オークションやアダルト・サイトを巡る詐欺事件など、サイバー空間が媒介する事件が後を絶たない。情報化社会は情報が高度な価値をもつ社会であり、情報を制する者は社会を制すともいわれる反面、情報そのものにはもろさがある。これまでの社会にはなかった様々な新しい問題に直面するようになってきている。インターネットやケータイの利便を享受する一方で、その負の部分がか社会的な安全保障を脅かしているかにも見える。影の部分をも可能な限り抑止しこれを予防することを目指すには、何をどうしたらよいのであろうか。こうした問題の解決を考えるとき、必然的に人間の存在とその倫理のあり方を問わざるを得なくなってくる。情報モラルという語もしばしば用いられている。たとえば財団法人コンピュータ教育開発センターが作成した『インターネット活用のための情報モラル指導事例集（文部科学省委託事業）』（2000年）では、日常生活上のモラルに加えて、情報技術の特性やコミュニケーションの範囲や深化などが変化する特性を踏まえたうえで「情報社会で適正な活動を行うための基礎になる考え方と態度」を情報モラルと定義している。

また、インターネット上でのエチケットという意味でネチケット（Netiquette）という語も広く用いられている。たとえば、サリー・ハンブリッジの「ネチケット・ガイドライン」には、たとえば電子メールに関して、「送信する内容には慎重さを、受信する内容には寛大さを心がけましょう」「大文字と小文字を混ぜて使いましょう。……大文字ばかりでは叫んでいるように見えます」「声の調子を表わすにはスマイリーを使いましょう、ただし控え目に」などといったエチケット（礼儀作法）が書かれている。このようなガイドラインは、ネットを利用するうえで確かに重要ではあるが、またすべての内容が倫理とはまったく無関係であるとまでは言い切れないが、それはやはりエチケットやマナーにすぎない。

リチャード・J・セバーソンは、情報倫理の教科書『情報倫理の諸原則（The Principles of Information Ethics）』の中で、倫理（ethics）を道徳（morality）から区別し、それを「道徳的生活に関する一種の批判的思考」と規定し、先端医療技術によって生命倫理が必要とされたのと同様に、情報革命によって情報倫理が必要とされていることを主張している。

では、情報に関する教育の視点はどうかであろうか。2001年の「e-Japan 戦略」「e-Japan 重点計画」「e-Japan2002 プログラム」において、「すべての国民の情報リテラシーの向上」、小中高等学校および大学等の「IT 教育体制の強化」と「情報生涯教育の充実」、「高度な IT 技術者・研究者の確保」が目標として掲げられている。1998年12月には、「技術・家庭科」で情報に関する基礎的な内容を必修させる新中学校学習指導要領が、また1999年3月には、高等学校で教科「情報」を新設し必修とする新高等学校学習指導要領が告示され、2003年度から実施されている。

しかし、文部科学省が設置を義務付けている「情報倫理」という科目領域の記述を見ると「情報化が社会に及ぼす影響、情報倫理等を理解する科目」とだけあり「主たる内容は情報化と社会、著作権等の知的所有権、情報モラルなど」とある。情報化が社会に影響を及ぼしそのあり方を根底から変化させることはある程度自明の事であるが、そこから情報倫理が必要とされる事情は必ずしも自明のことではなく、なぜ情報が倫理の課題なのかを先に論じておく必要がある。

一方、情報倫理と称されている領域では、倫理という語が道徳とさほど区別されることもなく、また場合によってはエチケットやマナーのようなものまでも混在させた形で用いられており、そのために情報倫理という概念があまりにも混乱していると思われ、得てして「個人の行動と倫理」という側面に重きを置きがちである。情報倫理とよばれていることの本質は情報処理を行う主体である人間の意志決定と行為に関わる問題であり、情報の使い方や情報技術を用いる人間行動の制御の問題であるということである。さらに、この新たな情報通信技術が社会をどのように変え、そこから新たな不平等や差別、プライバシーの侵害等の社会的問題を引き起こしうる道具でもあることを自覚し、そこから新たな社会規範のあり方を探るといったことも情報倫理の基本的課題事項であろう。倫理規範は法規範のように国家権力を背後にもった強制力を欠くため、近代化の過程においては軽視されがちであったが、教育が浸透し自由で自発的な個人と多様な活動を尊重する成熟社会にあっては、むしろ主体的、自発的な倫理規範による社会の秩序付けが歓迎される。個人が情報化社会の中で生きていくことを考えると、情報処理技術の倫理的な使用を最終的に担うのは倫理的個人の教育であるということが出来る。しかし、個人、企業、社会の三者が具体的な秩序付けの提言を検討する過程のなかから、情報化社会のあるべきビジョンを形成することが今後の情報倫理の役割であると思われる。

『情報化社会』と言われだして久しい。しかし、なぜ『情報社会』にはならないのであろうか？

その一つの原因には“情報倫理”の欠如があることは間違いない。

